

辰野町森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

辰野町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、辰野町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう辰野町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 辰野町の森林面積は 14,762.85haで、うち私有林面積は10,850haとなっている。
- 私有林人工林面積7,015haで、公有林、林業公社、森林整備センター、森林生産森林組合等、経営計画樹立森林、過去10年以内に整備をした森林を除く森林が約2,900ha弱となっている。これらの森林のほとんどは間伐等の整備が必要な状態にある。
- 辰野町内では、上伊那森林組合により6団地（区域面積2,213ha、うち人工林1,964ha）の森林経営計画が策定されているが、生産森林組合、団体有林や共有林等が主体として管理されており、所有規模が零細な個人有林の集約はあまり進んでいない。上伊那森林組合では、今後林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増やす計画である。
- 個人有林は所有境界が不明確であり、集約施策が進まない一因となっているが、森林内の国土調査は当面予定されていない。
- 辰野町内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施されており、近年は平出団地などで積極的な搬出間伐が実施されている。
- 辰野町は旧村単位で小野、川島、伊那富、朝日の4地区に分かれ、さらに小集落に分散している。またその地区は国県道の主要幹線で連絡されている。
辰野町では、平成18年豪雨災害で流木による河川のダムアップにより崩壊が起き、住宅地周辺の裏山が崩壊するなどの被害が出るなどし、住民の生活を脅かした。また、集落を結ぶ公道等が林地からの倒木や土砂により通行不能となるなどの影響があった。
また、町ハザードマップによると、集落、主要幹線や集落間道路、河川の周辺に土砂災害警戒区域が存在している。
- 近年の異常気象による山地災害の危険性が高まっており、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・設計の継続を図る上で森林整備が重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- 辰野町では、当面の間、林業経営に適していると認められる森林については、森林所有者（森林組合等への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を林業事業体の森林経営計画の策定等を通じて促していく。
また、森林が有する防災減災の機能が求められる区域については、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- 意向調査と並行して、森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界の明確化についても作業を進めていく。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 対象森林として除外する森林

- ・ 公有林（県有林、町有林、財産区有林）
- ・ 団体有林
 - 国立研究法人森林研究・整備機構森林整備センター
 - 一般社団法人長野県林業公社
 - 生産森林組合
- ・ 集落林
- ・ 天然林（主に人工林を対象とする。）
- ・ 森林経営計画樹立森林
- ・ 森林経営計画樹立候補森林
 - ※森林組合と調整中
- ・ 保安林
- ・ 過去10年間に施業をしている森林

イ 対象森林の絞り込み

- ・ 森林基本情報図や防災ハザードマップ等により、防災・減災機能の高い森林を抽出する。
- ・ 抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。
- ・ 抽出結果によらず、防災減災機能の向上や管理が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

ウ その他対象森林への追加

- ・ 森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・ 対象森林の面積
(1,377ha)

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・ 意向調査は令和4年度から開始する。
- ・ その計画は別紙2のとおりとする。
- ・ 調査方法は郵送を基本とするが、在町者にあっては地区の状況によって個別対応（訪問、地区説明等）も検討する。
- ・ 意向調査の回収は郵送を基本とするが、在町者にあっては直接回収も検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・ 上記の意向調査及び現地調査等で必要であると判断された森林については、「森林経営管理権集積計画」に基づき森林経営管理権を設定するものとする。
- ・ 現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、当面の間、関係する森林組合等林

業事業体に照会し、当該林業経営体に経営管理を委託するものとする。また、委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。

- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとする。
- ・機能向上の観点から施業を検討し、森林整備を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施をする。
- ・森林環境譲与税は辰野町森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・辰野町森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては地域林業関係者等の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、主に上伊那地域の市町村と連携し情報の共有、その他連携して進める事項の検討を進める。

別紙1 森林経営管理制度に基づく意向調査対象森林

地区	林 班
辰野	33～36、38、39
竜東	103、107～121、124～128、131～134、136
伊那富	2、3、7～15、17～20、22～32
川島	44～50、53～72、74～76
小野	77～81、83～87、90～98、101、102

別紙2 年度別意向調査実施予定

年度	対象林班
R 4	33, 34, 35, 36, 38, 39
R 5	126, 127, 128, 131, 132, 133, 134, 136
R 6	117, 118, 113, 114, 119, 120, 121, 124, 125
R 7	103, 108, 109, 115, 112, 107, 110, 111, 116

R8	2, 3, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 15
R9	13, 14, 17, 18, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32
R10	19, 20, 22, 23, 24, 25
R11	66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 75, 74, 76
R12	56, 57, 63, 64, 65, 62, 61, 60, 59, 55, 58
R13	44, 47, 50, 54, 53, 49, 48, 46, 45
R14	80, 81, 83, 84, 85, 86
R15	97, 77, 79, 78, 92, 87, 90, 91
R16	101, 94, 102, 98, 96, 95, 93

※ 意向調査の実施順位の考え方

- ・ R4年度は、意向調査の初年度であるため、調査に関するノウハウの蓄積と、町民への理解を得るためのモデル地で意向調査を進める。

候補地 上辰野地区 (33, 34, 35, 36, 38, 39林班)

- ・ R5年度以降、毎年意向調査を進める。
- ・ 地区の順序は必要に応じて変更することがある。

別紙3 森林環境譲与税交付予定額

単位：百万円

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6～
年額	9.8	20.8	20.8	26.9	26.9	33.0

別紙3-2 当面の経営管理制度に要する費用（見込み）

単位：千円

項目・年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
意向調査等	300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
森林整備等		25,400	31,500	31,500	31,500	31,500	31,500

* R10以後も続いて意向調査等また森林整備を継続して実施する。